

令和6年10月15日

月形刑務所長 小松一俊 殿

札幌弁護士会

会長 松田 竜

同人権擁護委員会

委員長 佐々木 将 司

要 望 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり要望します。

記

第1 要望の趣旨

月形刑務所が、申立人から歯科治療の申出を受けたにもかかわらず、その治療予定日を約3か月後に設定したのは、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を怠るものであることから、今後は、申立人を含む被収容者がより早期に適切な歯科治療を受けられるよう要望する。

第2 要望の理由

別紙調査報告書のとおりである。

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

記

事件名 医療上の措置に関する人権救済申立事件

事件番号 2023-17号

受付日 令和5年11月30日

申立人 ●●●●

相手方 月形刑務所

第1 当委員会による予備調査及び本調査の経過概要

- 1 令和5年11月30日 申立人からの人権救済申立書を受付
- 2 令和5年12月26日 申立人からの面談による事情聴取
- 3 令和6年 1月31日 月形刑務所に対する照会
- 4 令和6年 2月20日 月形刑務所からの回答
- 5 令和6年 4月25日 月形刑務所に対する照会
- 6 令和6年 5月21日 月形刑務所からの回答

第2 申立の趣旨とその具体的内容

1 申立ての趣旨

歯科治療を求めても、速やかに対応しないのは人権侵害である。

2 具体的内容

令和5年8月29日、申立人は、右側前歯痛の治療を求める願箋を月形刑務所に提出したものの、(上記第1・1の時点において) 実際の治療はいまだなされていない(正確には、願箋を提出してから3か月以上経過した後の同年12月15日、同所医師による診察を受ける機会を得たが、右側前歯よ

りも治療が必要な箇所があり、その治療を優先したために、右側前歯痛の治療が後回しになった状態にある。) 。

第3 当委員会が認定した事実

当委員会の照会に対する月形刑務所からの回答(一部抜粋)は下記のとおりであり(下記のうち、1及び2は令和6年2月20日付回答、3及び4は令和6年5月21日付回答である。)、上記申立人の主張及び当委員会の調査結果と特段矛盾する点は認められないことから、同回答のとおり的事実を認定した。

記

1 令和5年8月29日、申立人から歯科治療の願箋の提出があり、当所は、同年11月24日に申立人の歯科治療を実施する予定でしたが、同月13日に申立人が新型コロナウイルス感染症に感染し、同月27日まで、同感染症の治療に専念する必要があったことから、歯科治療を延期し、同感染症治療後の同年12月15日、申立人の歯科治療を実施したものです。

2 当所では、毎週金曜日が歯科治療日であり、平均すると、1月に40名程度の治療を行っています。

歯の治療には、数回の治療を要することが多く、数回の治療を要する被収容者が多数いる場合は、新たに歯科治療を求めた被収容者が治療を受けるまでに数か月を要することとなり、平均すると、2か月から3か月程度要している実情にあります。

なお、緊急の歯科治療を要する場合は、優先的に治療しており、緊急性の有無については、当所医務課准看護師による巡回及び内科医師による診察において、患部の発赤や膨張、排膿の有無などの客観的な情報をもとに総合的に判断しています。

3 歯科治療日における診療時間については、当該歯科医師の都合によって午

前又は午後のいずれかにおいて実施しているところ、午前診療の場合は午前9時から午後零時までのおおむね3時間、午後診療の場合は午後1時から午後4時までのおおむね3時間としております。

歯科治療日における医療従事者等の内訳については、歯科医師1名、看護師1名、レントゲン技師1名及び准看護師の資格を有する刑務官1名となっております。

当所には、常勤歯科医師及び非常勤歯科医師はおらず、業務委託先の病院から歯科医師4名が治療に当たり、1診療日につき1名が順転で派遣されます。

歯科治療日における歯科医師の対応時間については、治療内容等によって相違するので、一概に申し上げられませんが、相応の時間をかけて、治療しています。

当所における歯科治療診療台数（歯科用ユニット）は1台です。

- 4 歯科治療に係る診療の順番については、当該被収容者から「歯科治療願」と題する願箋の提出日時順をもって決定しています。

なお、歯科治療の継続が必要と認められる被収容者については、その治療状況及び歯科医師の判断によって順番を決定しているところ、早期治療を要するなどの緊急性が認められない場合においては、当該日時点における歯科治療願箋の最終提出者の次としています。

第4 当委員会の判断

- 1 刑務所における医療に係る職務上の法的義務の内容

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条は、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定

する。

この点、個人の衛生や健康の保持は、一般社会においては、基本的には個々の責任においてなされるものであり、医療機関等での診療についても、原則的には医療契約に基づいてなされることになる。

しかしながら、被収容者は、行動の自由を制限され、生活全般にわたって規制を受けており、その生命及び健康の維持を被収容者の自助努力のみで行うことは困難であることから、刑事施設は、被収容者の生命及び健康を維持するための責務を有することになる。また、刑事施設が多数の人間による集団生活の場である以上、保健及び衛生に関する配慮は、刑事施設における基本的要請であることから、刑事施設における医療においても、医療法規の適用があり、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置が講じられなければならないことは当然である。

そして、最高裁判所平成7年6月9日第二小法廷判決は、診療契約に基づき医療機関に要求される医療水準について、「診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」を基準とする。刑事収容施設における医療上の措置についても、刑事収容施設法56条、62条1項1号の規定に照らせば一般の病院・診療所に求められる医療水準が要求されるというべきである（東京地裁令和4年10月14日判決等）。

2 月形刑務所における歯科治療の現状とそれに対する評価

(1) 上記認定事実のとおり、月形刑務所においては、新たに歯科治療を求めた被収容者が治療を受けるまでに数か月を要し、平均すると、2か月から3か月程度要している実情にある。これは、

ア 月形刑務所では、週に1回（毎週金曜日）しか歯科治療を行っていないこと

イ 上記アの歯科治療日における診療時間は、治療に当たる歯科医師の都合によって午前又は午後のいずれかにおいて実施されており、午前診療

の場合は午前9時から午後零時までのおおむね3時間、午後診療の場合は午後1時から午後4時までのおおむね3時間とされていること

ウ 上記アの歯科治療日における医療従事者等の内訳は、歯科医師1名、看護師1名、レントゲン技師1名及び准看護師の資格を有する刑務官1名であり、また、歯科治療診療台数（歯科用ユニット）は1台しか設置されていないこと

によるものと思われる。

(2) 刑事収容施設の内外にかかわらず、一般的に、患者が歯痛等を理由として歯科医師に治療を求める場合、（歯痛を感じるまでに状況が推移しているという意味で）症状が悪化していることが予想される。にもかかわらず、月形刑務所においては、新たに歯科治療を求めた被収容者が治療を受けるまでに、平均して2か月から3か月程度要しているとするれば、その間に症状が悪化し、実際に歯科治療を実施したとき（歯科治療を求めてから2、3か月経過後）には、深刻な症状に至っていること（例として、より早期に治療を開始していれば、保存治療が可能であったにもかかわらず、長期間治療がなされなかったために、治療方法として抜歯を選択せざるを得ないこと）も想定される。

なお、上記認定事実によれば、月形刑務所における歯科治療を求める被収容者については、緊急の治療を要する場合、優先的に治療しているとのこと、及びその緊急性の有無については、同所医務課准看護師による巡回及び内科医師による診察において、患部の発赤や膨張、排膿の有無などの客観的な情報をもとに総合的に判断しているとのことであるが、本来、歯科治療の緊急性を判断することが（能力的な意味において）可能なのは、歯科医師であって、准看護師や内科医師ではないことから、上記巡回や診察が実施されていることをもって、同所の歯科治療の現状（新たに歯科治療を求めた被収容者が治療を受けるまでに、平均して2、3か月程度要し

ていること)を是認することはできない。

(3) また、上記認定事実から、月形刑務所における歯科治療においては、人的・物的な面で種々の制約があるため、速やかな治療を実施することが困難であることが窺える。しかし、上述のとおり、被収容者は、行動の自由を制限され、生活全般にわたって規制を受けており、その生命及び健康の維持を被収容者の自助努力のみで行うことは困難であることから、刑事施設は、被収容者の生命及び健康を維持するための責務を有するものであり、また、刑事施設が多数の人間による集団生活の場である以上、保健及び衛生に関する配慮は、刑事施設における基本的要請であることから、刑事施設における医療においても、医療法規の適用があり、一般の病院・診療所に求められている水準の医療上の措置が講じられなければならないのであるから、人的・物的な面での制約を理由として当該措置が講じられない事態はあってはならない。

月形刑務所が、人的・物的な面での種々の制約のために速やかな歯科治療を実施することが困難であるとして、現状を把握しているのであれば、それを改善すべく行動することが望まれる(行動した結果、種々の理由により改善できなかったことが問題なのではなく、制度上の不具合を認識しているにもかかわらず改善に向けて行動しないことが問題なのである。)

第5 結論

以上より、月形刑務所が、申立人から歯科治療の申出を受けたにもかかわらず、その治療予定日を約3か月後に設定したのは、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を怠るものである。月形刑務所においては、歯科診療設備の整備・拡充と歯科医師等の医療従事者の確保・増員を図り、さらに外部医療機関の利用を促進し、それらのために必要な予算措置を早急にとるといった対応を講じ、申立人を含む被

収容者が歯科治療願を提出した後は、より早期に適切な歯科治療を受けられるよう要望する。

以 上